

改正

平成17年12月15日条例第27号

平成20年12月3日条例第42号

平成24年6月29日条例第23号

平成25年12月5日条例第30号

令和元年6月26日条例第2号

富士宮市営墓地条例

富士宮市舞々木墓地条例（昭和41年富士宮市条例第12号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、富士宮市営墓地の設置及び管理並びに使用について、必要な事項を定めるものとする。

（設置、名称及び位置）

第2条 公衆衛生その他公共の福祉の増進を図るため、富士宮市営墓地（以下「墓地」という。）を設置する。

2 墓地の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
富士宮市舞々木墓地	富士宮市舞々木町1075番地
富士宮市朝霧霊園	富士宮市上井出2734番地の3

（使用の許可）

第3条 墓所（焼骨を埋蔵するために区画された場所をいう。以下同じ。）を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

2 前項の許可は、1世帯につき1区画とする。

3 第1項の許可には、管理上必要な制限又は条件を付することができる。

（使用者の資格）

第4条 墓所を使用することができる者は、本市に引き続き1年以上居住し、かつ、本市の住民基本台帳に記録されている者でなければならない。ただし、市長が特に必要があると認めた者については、この限りでない。

(使用の制限)

第5条 墓所は、焼骨の埋蔵の目的以外に使用することができない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(使用料)

第6条 墓所の使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、別表に定める使用料を納付しなければならない。

(管理料)

第7条 使用者は、墓地の維持及び管理のために必要な経費として、毎年度、別表に定める管理料を納付しなければならない。この場合において、年度の中で使用者となった者については、使用許可を受けた日の属する月から月割りにより算定した額（10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を当該年度の管理料として納付しなければならない。

(管理料の減免)

第8条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、管理料の全部又は一部を減免することができる。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護を受けているとき。
- (2) その他市長が特別な理由があると認めるとき。

(使用料及び管理料の不還付)

第9条 既納の使用料及び管理料は、還付しない。ただし、使用者が使用許可を受けた日から起算して2年以内に未使用のまま墓所を返還したときは、使用料の2分の1に相当する金額を還付する。

- 2 前項の場合において、未納の管理料があるときは、還付金をこれに充当する。

(使用権の承継)

第10条 使用者の死亡その他の理由により、当該使用者に代わって祭祀(し)を主宰すべき者となった者は、当該使用者の墓所の使用権を承継することができる。

- 2 前項の規定により墓所の使用権を承継しようとする者は、速やかに市長に申請し、その承認を受けなければならない。
- 3 前項の承認を受けた者は、被承継者の死亡その他の理由が生じた日から使用者であったものとみなす。

(墓所の返還)

第11条 使用者は、墓所が不用となったときは、速やかに当該墓所を返還しなければならない。

(使用許可の取消し)

第12条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可を取り消すことができる。

- (1) 使用者が死亡した日から5年を経過しても使用権を承継する者がいないとき。
- (2) 使用者が3年間管理料を納付しないとき。
- (3) 使用者が法令又はこの条例若しくはこの条例に基づく規則に違反したとき。

(指定管理者による管理)

第13条 墓地の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

(指定管理者の業務)

第14条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 墓地の維持管理に関する業務
- (2) 前号に掲げるもののほか、墓地の管理に関し市長が特に必要と認める業務

(原状回復の義務)

第15条 使用者は、第11条の規定により墓所を返還するとき、又は第12条の規定により使用許可を取り消されたときは、直ちに当該墓所を原状に回復しなければならない。

2 使用者が前項に規定する義務を履行しないときは、市長がこれを代行し、その費用を使用者から徴収することができる。

(改葬及び碑石等の移転)

第16条 市長は、第12条第1号の規定により使用許可を取り消したときは、焼骨を改葬し、碑石等を移転することができる。

(碑石等の制限)

第17条 使用者は、墓所に碑石等を設置する場合は、規則で定める設置基準に従わなければならない。

(委任)

第18条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に富士宮市舞々木墓地条例（昭和41年富士宮市条例第12号）第4条の規定により使用許可を受けている者は、富士宮市営墓地条例第3条第1項の規定により使用許可を受けたものとみなす。

附 則（平成17年12月15日条例第27号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行前に第1条から第15条までの規定による改正前のこれら条例の規定により市長又は教育委員会にされている申請、届出その他の行為は、第1条から第15条までの規定による改正後のこれら条例の相当規定により指定管理者にされた申請、届出その他の行為とみなす。
- 3 この条例の施行前に第1条から第15条までの規定による改正前のこれら条例の規定により市長又は教育委員会がした許可、取消しその他の行為は、第1条から第15条までの規定による改正後のこれら条例の相当規定により指定管理者がした許可、取消しその他の行為とみなす。

附 則（平成20年12月3日条例第42号）

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成24年6月29日条例第23号）

この条例は、平成24年7月9日から施行する。

附 則（平成25年12月5日条例第30号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 3 第4条の規定による改正後の富士宮市都市公園条例別表第2及び別表第3の規定、第6条の規定による改正後の富士宮市田貫湖キャンプ場施設条例別表の規定、第7条の規定による改正後の富士宮市立学校施設使用条例別表の規定、第8条の規定による改正後の富士宮市民文化会館条例別表の規定、第11条の規定による改正後の富士宮市火葬場条例別表第1及び別表第2の規定、第12条の規定による改正後の富士宮市霊柩自動車使用条例第5条の規定、第13条の規定による改正後の富士宮市駅前広場条例別表の規定、第14条の規定による改正後の富士宮市民体育館条例別表の規定、第15条の規定による改正後の富士宮市民プール条例別表の規定、第16条の規定による改正後の富士宮市麓山の家条例別表の規定、第17条の規定による改正後の富士宮市スポーツ広場条例別表第3の規定、第18条の規定による改正後の富士宮市富士山天母の湯条例別表第3の規定、

第19条の規定による改正後の富士宮市総合福祉会館条例別表の規定、第20条の規定による改正後の富士宮市営墓地条例別表の規定、第21条の規定による改正後の富士宮市富士山環境交流プラザ条例別表の規定、第22条の規定による改正後の富士宮市芝川体育施設条例別表第3の規定、第23条の規定による改正後の富士宮市新稲子川温泉ユウ・トリオ条例別表第4の規定、第26条の規定による改正後の富士宮市芝川文化ホール条例別表の規定及び第27条の規定による改正後の富士宮市富士宮駅前交流センター条例別表第1の規定は、この条例の施行の日以後の使用許可に係る使用料について適用し、同日前の使用許可に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（令和元年6月26日条例第2号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 3 第3条の規定による改正後の富士宮市都市公園条例別表第2及び別表第3の規定、第4条の規定による改正後の富士宮市田貫湖キャンプ場施設条例別表の規定、第5条の規定による改正後の富士宮市立公民館条例別表の規定、第6条の規定による改正後の富士宮市立学校施設使用条例別表の規定、第7条の規定による改正後の富士宮市民文化会館条例別表の規定、第10条の規定による改正後の富士宮市火葬場条例別表第1及び別表第2の規定、第11条の規定による改正後の富士宮市霊柩自動車使用条例第5条の規定、第12条の規定による改正後の富士宮市駅前広場条例別表の規定、第13条の規定による改正後の富士宮市民テニスコート条例別表の規定、第14条の規定による改正後の富士宮市民体育館条例別表の規定、第15条の規定による改正後の富士宮市民プール条例別表の規定、第16条の規定による改正後の富士宮市スポーツ広場条例別表第3の規定、第17条の規定による改正後の富士宮市富士山天母の湯条例別表第3の規定、第18条の規定による改正後の富士宮市総合福祉会館条例別表の規定、第19条の規定による改正後の富士宮市営墓地条例別表の規定、第20条の規定による改正後の富士宮市富士山環境交流プラザ条例別表の規定、第21条の規定による改正後の富士宮市芝川体育施設条例別表第3の規定、第22条の規定による改正後の富士宮市新稲子川温泉ユウ・トリオ条例別表第4の規定、第25条の規定による改正後の富士宮市芝川文化ホール条例別表の規定、第26条の規定による改正後の富士宮市富士宮駅前交流センター条例別表第1の規定及び第27条の規定による改正後の富士宮市大富士交流センター条例別表の規定は、この条例の施行の日以後の使用許可に係る使用料について適用し、同日前の使用許可に係る使用料については、なお従前の例による。

別表（第6条、第7条関係）

区分		1区画の面積	使用料	管理料
富士宮市舞々木墓 地	甲種	12平方メートル	1,200,000円	年額 5,440円
	乙種	6平方メートル	600,000円	年額 2,720円
富士宮市朝霧壺園		3.96平方メートル	500,000円	年額 5,500円